

# 横浜市立希望が丘中学校 PTA 規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は横浜市立希望が丘中学校 PTA と称する。
- 第 2 条 本会の目的は次のとおりとする。
- ① 教育に対する会員の理解を深める。
  - ② 会員相互の教養資質を高める。
  - ③ 生徒の福祉と心身の健全な発達のために協力する。
  - ④ 地域を含む学校環境の整備をはかる。
- 第 3 条 本会は次の方針によって活動する。
- ① 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
  - ② 本会は特定の政党や宗教を支持したり営利を目的とする企業に関係したりしてはならない。
  - ③ 本会は本会の目的と一致する他の社会的団体および機関と協力する。
  - ④ 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉も受けてはならない。
  - ⑤ 本会は学校の管理や人事について干渉するものではない。
- 第 4 条 本会は本校に在籍する生徒の保護者および本校に在籍する教職員をもって構成する。
- 第 5 条 本会の会計は次のとおりとする。
- ① 本会の経費は会費およびその他をもって充てる。
  - ② 会費は 1 世帯を単位として、年額 3,000 円とする。ただし、事情により会費を減免することができる。
  - ③ 本会の経費は第 2 条に定める目的以外に使用してはならない。
  - ④ 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 役員および会計監査

- 第 6 条 本会の役員は次のとおりとする。
- 会 長 1 名 副会長 2 名 書 記 3 名(保護者 2、教職員 1)  
会 計 3 名(保護者 2、教職員 1)
- ただし、会長が認めるところにより役員の数人は増減できるものとする。
- 第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。
- ① 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、運営委員会および各種委員会を招集する。
  - ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。

- ③ 書記は本会の議事を記録し、その他一切の庶務的事項を処理する。
- ④ 会計は総会で決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。

第 8 条 本会の会計監査は次のとおりとする。

- ① 会計監査は 3 名(保護者 2、教職員 1)とする。
- ② 会計監査は年 2 回、会の会計を監査する。その他必要に応じて随時監査しその結果を総会に報告する。

第 9 条 役員及び会計監査の任期は 1 ヶ年とし、再選を妨げない。  
ただし、教職員はこの限りではない。

第 10 条 役員および会計監査の選出は別に定める細則による。

### 第 3 章 総 会

第 11 条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員で構成する。

第 12 条 総会は年度始と年度末の 2 回の定期総会と臨時総会とする。

第 13 条 総会の成立と議決は次のとおりとする。

- ① 総会は会員の 1/3 以上(委任状を含む)の出席で成立する。会員以外の代理は認めない。
- ② 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は議長がこれをきめる。

第 14 条 1. 定期総会においては、次の事項を審議する。

- ① 会の活動方針、予算、決算の審議ならびに承認 (年度始)
- ② 役員および会計監査の選出ならびに承認 (年度末)
- ③ 規約改正、その他本会の重要事項

2. 年度末総会は書面総会とすることができる。

第 15 条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 1/2 以上の請求があった場合は会長がこれを招集する。

### 第 4 章 役 員 会

第 16 条 役員会は役員および校長で構成し、必要に応じて、各種委員会の委員長を招集することができる。

第 17 条 役員会は次の業務を行う。

- ① 総会で決定された事業計画を執行する。
- ② 総会および運営委員会に対する議案を作成する。

## 第5章 運営委員会

- 第 18 条 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、構成は次のとおりとする。  
役員、広報委員会委員長、推薦委員会委員長、  
各学年委員会委員長、校長、副校長
- 第 19 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。  
① 本会の事業計画の推進  
② 総会に提出する議案の審議  
③ 規約に基づく細則の制定・改廃  
④ 各委員会の連絡調整  
⑤ その他必要事項の処理
- 第 20 条 運営委員会は 1/2 以上(委任状を含む)の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 広報委員会

- 第 21 条 本会に広報委員会を置く。
- 第 22 条 広報委員会の構成と任務は次のとおりとする。  
① 15名の委員を選出し、広報委員会を構成する。  
② 広報委員会は本会に必要な広報に関する活動を行う。  
③ 会長が認めるところにより委員の人数は増減できるものとする。
- 第 23 条 広報委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

## 第7章 学年委員会

- 第 24 条 本会に学年委員会を置く。
- 第 25 条 学年委員会の構成と任務は次のとおりとする。  
① 各学年は 8名の委員を選出し、各学年委員会を構成する。  
② 学校または PTA が実施する諸活動に協力する。  
③ 会長が認めるところにより委員の人数は増減できるものとする。
- 第 26 条 各学年委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

## 第 8 章 推薦委員会

第 27 条 本会に推薦委員会を置く。

第 28 条 推薦委員会の構成と任務は次のとおりとする。

- ① 各学年より 3 名、計 9 名の委員を選出し、推薦委員会を構成する。
- ② 推薦委員会は次期役員及び会計監査員の推薦者を選出し、その氏名及び必要事項を被推薦者の同意を得て、総会 5 日前までに全会員に通知する。
- ③ 推薦委員会は総会において、役員及び会計監査員の承認と同時に解散する。
- ④ 会長が認めるところにより委員の人数は増減できるものとする。

第 29 条 推薦委員会の委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

## 第 9 章 特別委員会

第 30 条 特別委員会は次のとおりとする。

- ① 特別委員会は必要に応じて運営委員会で協議し、設置することができる。
- ② 特別委員会は総会にて報告をし、任務終了と同時に解散する。

## 第 10 章 慶弔および表彰

第 31 条 慶弔および表彰については別に定める細則による。

## 第 11 章 改 正

第 32 条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。ただし、改正案については総会の 5 日前までに全会員に通知しなければならない。

## 第 12 章 個人情報保護

第 33 条 本会は PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 付 則

1. 昭和 45 年 2 月 21 日、制定する。
2. 昭和 60 年 4 月 1 日、全面改正実施する。
3. 平成 7 年 4 月 15 日、一部改正実施する。
4. 平成 17 年 4 月 22 日、一部改正実施する。

5. 平成 25 年 10 月 4 日、一部改正実施する。
6. 平成 27 年 3 月 20 日、一部改正実施する。
7. 平成 30 年 2 月 23 日、一部改正実施する。
8. 令和 3 年 1 月 28 日、一部改正実施する。
9. 令和 5 年 2 月 8 日、一部改正実施する。
10. 令和 6 年 4 月 1 日、一部改正実施する。

## 希望が丘中学校 PTA 細則

### 1. 推薦委員会の活動における個人情報の取り扱い

- (1) 推薦委員会には教職員 1 名及び副会長 1 名が補佐役として会員の情報開示やアドバイスにあたる。
- (2) 学校と本会は必要と認めた場合に限り推薦委員会に電話番号等の会員情報を提供することがある。
- (3) 推薦委員会は知り得た個人情報を推薦活動以外に使用してはならない。

### 2. 慶弔および表彰

- (1) 慶弔の種別と金額は次のとおりとする。

種 別	保 護 者		教 職 員	
	本 人	在校生徒	本 人	家 族
死亡弔慰金	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円 ただし家族とは一親等をいう
そ の 他			結婚祝金 5,000 円 転退職記念品代 1 年につき 1,000 円とする	

教職員、生徒の死亡の場合は弔慰金の外に生花一基（花輪一基）

- (2) 特別な場合(災害、慶事等)と認めるときは、その都度役員会で協議のうえ決定する。
- (3) 表彰に関しては継続 2 年以上運営委員として顕著なる功績のあった場合とし、記念品を贈ることができる。(1 年につき 1,000 円とする)

### 3. 旅費等の支出

会員が会の目的を達成するための会務を行った場合は、旅費および食事代を支出することができる。

## 付 則

1. 昭和 45 年 2 月 21 日 制定、本細則に統括する。
2. 昭和 60 年 4 月 1 日、全面改正実施する。
3. 平成 7 年 4 月 15 日、一部改正実施する。
4. 平成 10 年 4 月 1 日、一部改正実施する。
5. 平成 14 年 4 月 1 日、一部改正実施する。
6. 平成 15 年 4 月 1 日、一部改正実施する。
7. 平成 17 年 4 月 22 日、一部改正実施する。
8. 平成 25 年 10 月 4 日、一部改正実施する。
9. 平成 29 年 4 月 21 日、一部改正実施する。
10. 平成 31 年 2 月 20 日、一部改正実施する。
11. 令和 3 年 1 月 28 日、一部改正実施する。
12. 令和 5 年 2 月 8 日、一部改正実施する。
13. 令和 6 年 4 月 1 日、一部改正実施する。

## 希望が丘中学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 希望が丘中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「希望が丘中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。